

# 運 営 規 程

施 設 名	永 寿 会 介 護 支 援 セ ン タ ー
-------	-----------------------

- 1) 事業の目的  
指定居宅介護支援の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅支援事業を行うことを目的とする。
- 2) 運営の方針  
介護支援専門員は、利用者が要介護状態になった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように利用者の心身の状況や環境に応じての選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように努める。
- 3) 職員の職種、員数及び職務内容  
介護支援専門員 1名以上を置き、その内1名を管理者とする。  
介護支援専門員は申請書作成、居宅介護サービス計画の居宅介護支援業務の提供、を行う。
- 4) 営業日及び営業時間  
月曜日から金曜日を営業日とし、午前8：00から午後5：00までを営業時間とする。  
土曜日は不定期で午前8：00～12：00まで営業します。  
日曜・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）・盆休み（8月中旬）を休業日と定める
- 5) 居宅介護支援の内容
  - ①申請・要介護認定のための調査票作成の代行業務
  - ②居宅サービス計画の作成
  - ③居宅サービス事業者ならびに他の居宅介護事業者との連絡調整
  - ④指定介護保険施設との連絡調整
  - ⑤利用者の相談を受ける場所、使用する課題分析票の種類、サービス担当者会議の開催場所、介護支援専門員は居宅訪問頻度数を記載する
- 6) 利用料等  
居宅介護支援事業を実施した場合は、厚生労働大臣が定める基準とする。
- 7) サービス提供地域  
岐阜市 羽島郡岐南町 本巣郡北方町 本巣市 山県市
- 8) サービス提供の記録等  
居宅サービス計画に記載した サービス提供の目標等の達成状況を評価し、その結果を「居宅サービス記録書」等の書面に記載して、5年間適正に保存します。
- 9) 苦情処理  
居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に対して 迅速かつ適切に対応いたします。サービス提供事業所に対する苦情があった際には、早急に対処し 必要に応じて改善を講じます。
- 10) その他  
利用者の個人情報漏らすことなく、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する。

附 則

この規程は平成12年4月1日より施行する。

この規程は平成18年2月1日より1部改正し施行する。

この規程は平成24年11月7日より1部改正し施行する。

この規程は平成25年6月1日より1部改正し施行する。

この規程は平成26年1月17日より1部改正し施行する。

この規程は平成29年5月11日より1部改正し施行する。

この規程は平成30年7月2日より1部改正し施行する。

この規程は令和3年9月1日より1部改正し施行する。

この規程は令和4年4月1日より1部改正し施行する。

この規程は令和5年6月16日より1部改正し施行する。

この規程は令和7年4月1日より1部改正し施行する。